

◇平成 26 年 4 月 1 日付改正内容

1.建設工事に係る中間前金払制度の導入

昨今の建設資材高騰等を踏まえ、工期半ばでの円滑な資金調達が受注者の経営安定につながり、更なる適正な施工の確保が見込まれることから、以下のとおり中間前金払制度を導入しました。

- ◆対象 契約金額500万円以上で、かつ、工期が90日を超える建設工事
- ◆金額 契約金額の20%以内(限度額:5,000万円)
- ◆要件 次のいずれにも該当すること。
 - ・工期の2分の1を経過していること。
 - ・工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - ・既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
 - ・当初の前払金が支出済であること。

※平成26年4月1日以後に契約を締結するものについて適用します。なお、複数年度にわたる契約については、平成27年4月1日以後に締結する契約について適用します。

2.建設工事に係る前金払の限度額の変更

建設業者における材料費等の必要経費の支弁円滑化を支援する観点から、建設工事に係る前金払の限度額について、以下のとおり改正しました。

- ◆改正前 限度額:6,000万円
- ◆改正後 限度額:1億円

※平成26年4月1日以後に契約を締結するものについて適用します。なお、複数年度にわたる契約については、平成27年4月1日以後に締結する契約について適用します。

3.建設工事に係る最低制限価格の算定方法の変更

- ◆改正前 有効な全入札金額を平均した数値の85%の額
(1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額)
- ◆改正後 有効な全入札金額を平均した数値の90%の額
(1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額)

※設計・調査・測量については、従来どおり有効な全入札金額を平均した数値の90%の額(1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額)

※上記の率にかかわらず、市長が必要と認める入札については、当該入札における有効な全入札金額を平均した数値に市長が必要と認める率を乗じて得た額(1円未満の端数を生じた場合はその端数を切り捨てた額)

4.一般競争入札の入札成立要件を緩和

平成26年4月1日以後に公告を行う案件より、入札書を提出したものが1者でも有効とします。ただし、指名競争入札については、これまでどおり2者以上を有効とします。